

《 異動届添付書類一覧表（国外居住者用） 》

ご家族が国外に居住する場合でも、続柄、収入等、**日本国内の居住者と同等の証明書類**を提出していただきます。

下表を参考に、各国の状況に応じた証明書類を提出してください。

- 年齢に関係なく、国外に居住されているご家族「全員分」の該当する書類を添付してください。
- 収入を証明する書類については、申請年度の4月1日時点で16歳以上(高校2年生に該当)の方のみ添付してください。
- 添付書類が外国語で作成されている場合は、翻訳が必要になります

	国外居住理由	証明書類	証明書類で確認する内容	
国内居住要件の例外に該当する事を証明する書類	日本国内に住所を有しない方	①外国において留学をする学生	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者との続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・原則ビザ(ビザの提出ができない方⇒学生証、在学証明書、入学証明書等いずれかの写し) ・被扶養者 現況届 	<p>【同一世帯であることを証明する書類】 同居していることが分かる、公的機関が発行したもの、もしくは公的機関に提出し受領印があるもの</p> <p>【続柄を証明する書類】 続柄が分かる、公的機関が発行したもの、もしくは公的機関に提出し受領印があるもの</p>
		②外国に赴任する被保険者に同行する者	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯であることを証明する書類 ・被保険者との続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・原則ビザ(ビザの提出ができない方⇒海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し) ・被扶養者 現況届 	<p>【収入を証明する書類】</p> <p>▼収入がない方 収入がないことが分かる書類 (例) 日本での非課税証明書に相当するもの</p>
		③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者との続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・原則ビザ(ビザの提出ができない方⇒、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し) ・被扶養者 現況届 	<p>▼収入がある方 収入の内容、金額が分かる書類 (例) 日本での課税非課税証明書、もしくは確定申告書に相当するもの</p>
		④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯であることを証明する書類 ・被保険者との続柄を証明する書類 ・収入を証明する書類 ・出生や婚姻等を証明する書類等の写し ・被扶養者 現況届 	<p>▼退職された方</p> <p>①および②の両方の証明書が必要です</p> <p>①退職したことが分かる書類 (例) 退職証明書</p> <p>②給与以外に収入がなかったことが分かる書類 (例) 日本での課税非課税証明書に相当するもの</p>

《必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。》